

議 事 日 程

平成 2 9 年 第 7 回 臨時会
6 月 2 3 日 (金) 午前 1 1 時 0 0 分
五所川原市中央公民館 2 階 第 3 会議室

- 第 1 開会
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 教育長職務代理者の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 前回会議録の承認 (第 6 回定例会)
- 第 7 教育長の報告
- 第 8 付議案件
 - 1 議案第 2 9 号 五所川原市就学援助規則の廃止について
 - 2 議案第 3 0 号 五所川原市就学援助実施要綱の制定について
 - 3 議案第 3 1 号 五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について
- 第 9 その他

※ 次回定例会開催予定日 平成 2 9 年 7 月 2 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市金木庁舎 4 階 第 1 会議室

平成 2 9 年

五所川原市教育委員会

第 7 回 臨 時 会

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第29号 五所川原市就学援助規則の廃止について P 1
- 2 議案第30号 五所川原市就学援助実施要綱の制定について P 5
- 3 議案第31号 五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について P 12

議案第 29 号

五所川原市就学援助規則を廃止する規則の制定について

五所川原市就学援助規則を廃止する規則を次のとおり定める。

平成 29 年 6 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

本規則は、法律、条例に基づくものではなく、要綱で足りる内容であるため規則を廃止するものである。

五所川原市就学援助規則を廃止する規則（案）

五所川原市就学援助規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

改正

平成19年12月25日五所川原市教育委員会規則第4号

平成26年 3月20日五所川原市教育委員会規則第3号

五所川原市就学援助規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、児童生徒（学校教育法第18条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」をいう。以下同じ。）のうち、経済的理由によって、就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この規則により、教育委員会が就学援助をする者は、市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）に在学する児童生徒の保護者及び市立以外の小学校及び中学校（以下「市立外学校」という。）に在学する児童生徒であって、市に住所を有するものの保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者

(援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭支給又は現物支給によって行うものとする。

(援助の範囲)

第4条 市立学校に在学する児童生徒であって、市に住所を有するものの保護者については、学用品費、学校給食費及び修学旅行費の範囲内で、その一部又は全部を支給する。

2 市立学校に在学する児童生徒であって、市に住所を有しないものの保護者については、学校給食費の一部又は全部を支給する。

3 市立外学校に在学する児童生徒であって、市に住所を有するものの保護者については、学用品費及び修学旅行費の一部又は全部を支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、要保護者については、生活保護法第13条の規定による教育扶助で支給されている事項は除くものとする。

(申請)

第5条 就学援助を必要とする保護者は、校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請をした者について、校長の意見その他を考慮して認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定をしたときは、校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(援助費の支給)

第7条 援助費は、児童生徒の在学する学校の校長を経て支給することができる。

(援助の廃止)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、援助を廃止することができる。

(1) 保護者が援助を必要としなくなったとき。

(2) 保護者が虚偽の申請をし、援助費の支給を受けたとき。

(3) 前2号のほか保護者の責に帰す事由によるとき。

2 教育委員会は、前項の廃止をしたときは、校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(援助費の返還)

第9条 前条第1項の規定により、援助を廃止された保護者で、既に支給を受けた援助費がある者にあつては、援助の廃止となった月以降に支給された援助費（前条第1項第2号に該当する場合にあつては既に支給を受けた援助費の全額）を返還しなければならない。ただし、教育委員会において返還を要しないと認めた者についてはこの限りでない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学援助について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日五所川原市教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日五所川原市教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第30号

五所川原市就学援助実施要綱の制定について

五所川原市就学援助実施要綱を次のとおり定める。

平成29年6月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市就学援助規則を廃止するため、本規則廃止後も同等の援助を受けることができるよう要綱を制定するものである。

五所川原市就学援助実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条の趣旨にのっとり教育の機会均等を図り、かつ、義務教育の円滑な実施に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難である児童等（学校教育法第18条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」をいう。以下同じ。）の保護者等（児童等に対し親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は保護者に代わって児童等を養育している者をいう。以下同じ。）に対して行う援助（以下「就学援助」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 五所川原市立の小学校及び中学校に就学する児童等の保護者等で、五所川原市内に住所を有するもの
- (2) 五所川原市外の小学校及び中学校に就学する児童等の保護者等で、市に住所を有するもの
- (3) 五所川原市立の小学校及び中学校に就学する児童等の保護者等で、五所川原市外に住所を有するもの
- (4) その他五所川原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるもの

(就学援助の申請)

第3条 就学援助を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、申請書兼世帯票（以下「申請書」という。）に必要事項を記載の上、児童等の就学する学校長を經由して教育長に申請しなければならない。

(就学援助の認定)

第4条 教育長は、前条の規定による申請があつた場合、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助を行う必要がある者として認定する。

- (1) 生活保護法第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止がなされた場合
- (2) 個人の道府県民税及び市町村民税が非課税である場合
- (3) 教育長が就学援助を行う必要があると認める場合（申請者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けたと市長が認めたとき等）

2 教育長は、就学援助の認定にあたり必要があると認める場合においては、申請者に対し申請書以外の書類の提出を求めることができる。

(認定日)

第5条 就学援助の認定日は、毎月15日までに到達したものについては当該月の1日を認定日とし、15日以降に到達したものについては、翌月1日を認定日とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に基づく認定は生活保護の停止又は廃止がなされた日を認定日とする。

(認定の通知)

第6条 教育長は、前2条の規定により認定の可否を決定したときは、その結果を、学校長を経て申請者に通知するものとする。

(就学援助費の費目、支給額、支給日等)

第7条 就学援助の費目、支給額、支給日等は、別表第1のとおりとする。

2 対象者に対して支給する就学援助の区分は、別表第2のとおりとする。

(就学援助費の支給方法)

第8条 教育長は、第4条の規定により就学援助の認定を受けた対象者(以下「被認定者」という。)の指定した預金口座に、口座振替により就学援助費を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、被認定者から就学援助費の受領について委任を受けた学校長に対し、就学援助費を支払うことができる。

3 教育長は、学校給食費を支払う場合においては、被認定者が、五所川原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に支払うべき学校給食費に充当する。

(認定の取消し)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助の認定を取消し、又は就学援助費の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 被認定者が、第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 児童等の就学期間が満了したとき。

(3) 被認定者が、就学援助費の受給を辞退したとき。

(4) 児童等が死亡したとき。

(5) 被認定者及び被認定者が親権を行う児童等が、五所川原市外へ転出したとき。

(6) 被認定者が、不正の手段により就学援助費を受給したとき。

(7) その他教育長が就学援助費の支給を停止する必要があると認めたとき。

(就学援助の返還)

第10条 前条の規定により、就学援助の認定を取消しされた被認定者で、既に支給を受けた就学援助費があるものにあつては、援助の廃止となった月以降に支給された援助費(前条第7号に該当する場合にあつては既に支給を受けた援助費の全額)を返還しなければならない。ただし、教育長が返還を要しないと認めた者についてはこの限りでない。

(報告)

第11条 被認定者は、第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、停滞なくその旨を教育長に報告するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、五所川原市就学援助規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第7条関係）

費目	支給対象経費	支給額	支給日	支給の対象となる児童等
学校給食費	児童等が食した学校給食の実費	学校給食費として納入する額	随時	給食費発生時に、現に準要保護者が親権を行う児童等である者
修学旅行費	交通費及び宿泊費（弁当代含む。） 見学科（見学に伴うしおり代及びガイド料含む。） 記念写真代 医薬品代 保険料 添乗員経費 荷物輸送料 しおり代 通信費 旅行取扱料金（企画料金を含む。） （注）スナップ写真、おやつ代及びグループ行動に要する経費は除く。選択コースに差額が生じた場合の経費は除く。また、自己都合により参加取消しをしてキャンセル料が発生した場合は自己負担とする。	各学校の旅行費用明細に基づく1人当たりの平均額 （小計欄の1人当たり平均額）	概算払い 実施日2週間位前に9割 精算払い 実施報告後1か月以内に残額	実施日現在において、現に要保護者又は準要保護者が親権を行う児童等であり、修学旅行に参加した者
学用品費	各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品費を購入する費用	(1) 小学校 3, 810円 (2) 中学校 7, 440円 ※年度途中での認定あるいは解除については、月割支給する。	当該年度末 ※途中解除者については随時	準要保護者が親権を行う児童等。ただし、特別支援教育就学奨励費補助金の支給を受けた後、準要保護児童等に認定された場合や、他市町村から区域外就学をしている場合は対象外とする。

医療費	学校保健安全法施行令 (昭和33年6月10日 政令第174号)第8 条に定める疾病にかか る治療のうち健康保険 等の保険診療の対象と なるもの	左記の治療費 のうち健康保 険等の被保険 者として保険 給付を受ける ことができる 額を控除した 額	随時	治療日現在において 準要保護児童等であ る者。ただし、五所川 原市ひとり親家庭等 医療費給付条例(平成 17年3月28日五 所川原市条例第10 9号)第3条に規定す る給付対象者、及び他 の医療費給付対象者 を除く。
-----	---	---	----	--

別表第2（第7条関係）

対象者の区分	支給する就学援助
要保護者	修学旅行費
準要保護者のうち第2条第1号に該当する者	学校給食費 修学旅行費 学用品費 医療費
準要保護者のうち第2条第2号に該当する者	修学旅行費 学用品費
準要保護者のうち第2条第3号に該当する者	学校給食費 医療費

議案第 31 号

五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について

次の者を五所川原市教育支援委員会専門員として追加決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成 29 年 6 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市教育支援委員会運営規則第 3 条第 2 項の規定により、五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市教育支援委員会運営規則

平成28年3月22日五所川原市教育委員会規則第2号

五所川原市教育支援委員会運営規則

五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される五所川原市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 教育支援委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる者について、適切な就学及び一貫した支援が行えるよう教育委員会に意見を申し述べるものとする。

（1）市が設置する小学校に入学する者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち、障害があり、教育支援が必要と認められるものとして教育長に申出があったもの

（2）前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めるもの

（専門員）

第3条 教育支援委員会の審議のため、調査、検査、資料の収集等に当たるための教育支援委員会専門員（以下「専門員」という。）を置く。

2 専門員は、非常勤の特別職とし、教育委員会が委嘱する。

3 教育支援委員会の委員は、専門員を兼ねることができる。

（意見聴取）

第4条 教育支援委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正）

2 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）第2条の表指導課の項第11号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。